

入札説明書

奈良公園バスターミナル電気工作物保安管理業務
(奈良公園バスターミナル施設管理運営事業)

令和3年3月

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局奈良公園室

入札説明書

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

第1 競争入札に付する事項

- 1 業務の名称
奈良公園バスターミナル電気工作物保安管理業務（奈良公園バスターミナル施設管理運営事業）
- 2 業務番号
第129-委-4号
- 3 業務の仕様等
奈良公園バスターミナル電気工作物保安管理業務（奈良公園バスターミナル施設管理運営事業）仕様書による
- 4 履行期間
契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで（長期継続契約3年）
- 5 業務の場所
奈良市登大路町76

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく工程手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の最低手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなします。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）に基づき作成された競争入札参加資格者名簿の中で、次に該当する登録区分で登録している者であること。

- ・大分類 Q 役務の提供
- ・中分類 1 建物管理
- ・小分類 ⑥電気・空調給排水等設備保守

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせ下さい。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）
電話 0742-27-8908 ダイヤルイン

- (7) 公告日現在、以下の条件を満たすものであること。
電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2の要件を満たす法

- 人又は個人事業者であること。
- (8) 入札の業務を実施する場所について、契約相手方の主たる連絡場所から2時間以内に到着できるものであること。

第3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を下記のとおり提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 申請書の提出

提出期限 令和3年3月16日（火）午後5時

提出場所 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局奈良公園室奈良公園バスターミナル運営係

（奈良県分庁舎6階）

提出方法 持参（日曜日、祝日、及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））又は郵送（令和3年3月16日（火）必着）により提出して下さい。

上記申請に基づく適否については、令和3年3月18日（木）までに、郵送及びFAXにより通知します。

(2) 申請書の作成等

ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

イ 競争入札参加資格確認申請者は別紙様式1により作成してください。

ウ 競争入札参加資格確認資料として、電気主任技術者について別紙様式2により資料を作成してください。

(3) この提出資料に基づき、第2（7）の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。

第4 入札の手続き

1 入札の日時及び場所

日時 令和3年3月23日（火）午後4時30分

場所 奈良県庁第一会議室（県庁舎主棟5階）

2 入札の方法

(1) 入札は、持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めません。

(2) 代理人をもって入札する場合は、その委任状（別紙様式4）を入札書と同時に提出してください。

(3) 入札者は、所定の入札書（別紙様式3）を作成し、封筒に封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書（別紙様式3）を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとし、ただし、再度入札は当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。

(6) 入札書及び封筒は、再度の入札を行う場合がありますので、2枚用意してください。

3 郵送による入札

(1) 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、表封筒に「奈良公園バスターミナル電気工作物保安管理業務（奈良公園バスターミナル施設管理運営事業）」と朱書きし、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局奈良公園室長あてに令和3年3月22日（月）午後5時までに第3に定める場所へ必着するようにしてください。

(2) 予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場

合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書及び再度（2回目）入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。

- (3) 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書（又は再度入札辞退を含む。）を別々に封緘し、封書の表書に「奈良公園バスターミナル電気工作物保安管理業務（奈良公園バスターミナル施設管理運営事業）（初度入札）」又は「奈良公園バスターミナル電気工作物保安管理業務（奈良公園バスターミナル施設管理運営事業）（再度入札）」と各々朱書してください。
- (4) 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- (5) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。

- 4 入札は、業務の総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第5 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金
免除します。
- 2 契約保証金

契約の相手方は、落札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則第19条第1項ただし書の規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等を認める契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行した者）に該当する場合は、免除します。

第6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この説明書に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

第7 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札参加者の中から選任した立会人又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上いる場合は、直ちに「くじ」で決定します。

第8 契約の締結、不締結

- (1) 契約の手続において使用する言語は、日本語とします。

- (2) 入札保証金は免除します。
- (3) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ア 物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けたとき。
 - イ 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - ウ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - エ 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - オ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - カ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - キ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ク この契約に係る下請契約等に当たって、イからカまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（キに該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

第9 契約の解除

契約締結後、契約者について第8のイからクまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、第8(3)のイ、エ、オ及びカ中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

第10 本契約は奈良県公契約条例に定める事項を遵守する必要があります。 (別紙参照)

第11 本業務に係る予算が議決されなかった場合、本入札手続きの停止等を行います。この場合、本入札手続きに要した費用は県に請求することはできません。

また、本入札に係る契約の締結は、本業務に係る予算が成立し、施行が可能となった後に行うものとします。

第12 契約締結後、発注者の歳入歳出予算において契約者に支払うべき委託料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することがあります。この場合は、契約者は変更又は解除したことにより受けた損害を発注者に請求することができます。

第13 問合せ先

〒630-8501

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局奈良公園室 奈良公園バスターミナル運営係

(県庁分庁舎 6階)

電話 0742-27-8074 (ダイヤルイン)